

卒業・進級判定基準

第8条

1. 当該学年において、履修すべき学科目のうち、履修をに認定されない学科目（不合格）が1科目以上あれば、原則進級・卒業できない。
2. 履修すべき各学科科目の何れかについて、出席時数が授業科目の授業時数3分の2に達しない者は進級・卒業できない。
3. 進級・卒業できなかった者は留年となり、当該学年の学科目を履修し、評価を受けなければならない。
4. 不合格科目のある者の最終的な進級・卒業に関する判定は各判定会議により行う。

出席率	定期試験	成績評価	合否
3分の2 以上	90点以上	S	合格
	80点以上90点未満	A	
	70点以上80点未満	B	
	60点以上70点未満	C	
	60点未満	F	不合格

卒業と同時に取得する称号

称号	課程	学科名
高度専門士*	文化・教養専門課程	スポーツマネジメントテクノロジー科
専門士	文化・教養専門課程	スポーツ科学科
専門士	文化・教養専門課程	こども保育科
専門士	医療専門課程	柔道整復科
専門士	医療専門課程	鍼灸科
専門士	医療専門課程	理学療法科
専門士	医療専門課程	作業療法科
専門士	医療専門課程	歯科衛生科
高度専門士*	衛生専門課程	農芸テクノロジー科
専門士*	衛生専門課程	食健康テクノロジー科

* 高度専門士・専門士申請予定

試験規定（細則）

（総則）

第1条 学生規定第3節に定める試験等の実施は、すべてこの規定によるものとする。

（試験の種類）

第2条 前条に定める試験は、学期末に行う定期試験及び、学年末に行う学年末試験とする。

(1) 試験を受ける時は、必ず学生証を持参し、提示すること。

(2) 学生証を忘れた場合は証明書発行をしなければならない。

証明発行手数料 300円

（再試験）

第3条 合格点に満たなかった者、また第4条に該当せず定期試験に欠席した者については、その学科目の再試験を行うことがある。

(1) 再試験の評価は、第7条に定めるC評価を超えない。(60点を上限とする)

(2) 再試験を受ける者は、所定の申込書に科目名を記入し、1科目3,000円の再試験料を納入すること。

（追試験）

第4条 定期試験に欠席した者で、その理由がやむを得ないと認められた者は、追試験を許可することがある。

(1) 追試験を受ける者は、定期試験を受けることができなかったことを証明するにたる医師の診断書、その他詳細な理由書を教務部に提出し、追試験を受ける。

(2) 追試験の評価は、第7条に定めるB評価を超えない。(79点を上限とする。)

（試験の受験資格）

第5条 履修すべき学科目のいずれかについて出席時数が3分の2に達しない者はその科目の受験資格を失う。

2. 次のいずれかに該当する者は、定期試験の受験資格を失う場合がある。

(1) 平常授業内での課題未提出数が著しく多い者。

(2) 授業料その他学費の未納者。

(3) 前項に該当する者の中で、教務会が認める正当な理由がなく、卒業の見込みがない者については退学または除籍処分にする場合がある。

（試験の方法）

第6条 試験は筆記・口頭・実技試験等で行う。また科目によっては、レポート・課題提出等によって試験に代えることがある。

（成績評価）

第7条 各科目について出席率、授業態度、定期試験の成績、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業科目の授業時数3分の2に達しない者は、その科目の評価を受けることができない。各学科目共、100点満点とし、次項に定める5段階評価とする。

2. S・A・B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

出席率	定期試験	成績評価	可否
3分の2以上	90点以上	S	合格
	80点以上90点未満	A	
	70点以上80点未満	B	
	60点以上70点未満	C	
	60点未満	F	不合格

3. GPA制度による評価(※別表1参照)

（卒業・進級判定基準）

第8条 当該学年において、履修すべき学科目のうち、履修を認定されない学科目（不合格）が1科目以上あれば、原則進級・卒業できない。

2. 履修すべき各学科目の何れかについて、出席時数が授業科目の授業時数3分の2に達しない者は進級・卒業できない。

3. 進級・卒業できなかった者は留年となり、当該学年の学科目を履修し、評価を受けなければならない。

4. 不合格科目のある者の最終的な進級・卒

業に関する判定は各判定会議により行う。

(試験に関する注意事項)

第9条 試験に関する注意事項は以下とする。

- (1) 試験会場では、学生証を提示し監督者の点検を受けなければならない。
- (2) 試験会場では、静粛にすること。
- (3) 試験会場では、物品の貸借は認めない。用具その他はすべて各自のものを使用しなければならない。
- (4) 全ての定期試験及び追・再試験においては試験実施日に指定された期日、時間以後は受験できない。試験開始後の入場及び退場についてはその都度監督者の指示に従うこと。
- (5) 事故や公欠等のやむを得ない理由で受験できなかった者は本校所定の欠席届に必要な事項を記入し、事由を証明する書類(診断書・事故証明、就職活動に費やしたための証明書等)を添付して、すみやかに教務部に提出しなければならない。
- (6) やむを得ない理由による、試験開始後20分未満の遅刻者については受験を認める。ただし、試験時間は延長しない。
- (7) 試験時間中の退場は試験を開始してから30分以後でなければ認めない。
- (8) 不正行為のあった場合は、当該定期試験全科目0点とし、再試験を受験できない。
- (9) その他必要事項についてはその都度、掲示によって指示する。
- (10) 電話による試験結果の確認を行うことはできない。

(試験規程 別表1)

GPA制度による評価

特に、海外への留学や就職時にGPA制度による成績評価が必要な場合、申出により、学則の成績評価に基づき、下記の基準で評価する。

GPA制度 (Grade Point Average)

欧米の大学や高校で一般的に使われている成績評価制度で、各科目の成績から特定の方式によって算出される学生の成績評価値のことで、履修登録した科目毎の5段階評価を4.0から0までの点数(GP=グレード・ポイント)に置き換え、単位数をかけ、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均値。

将来、海外の大学・大学院などへの留学並びに外資系企業や海外での就職の際に、海外でも通用する成績評価制度です。

GPAの評価対象科目

評価対象となる科目は、基本的には通常授業科目で、かつ試験等で点数評価をされる科目。対象とならない科目は、特別教育分野の科目で、点数評価ではなく単位認定のみされる科目、例えば「海外実学研修」や「オープン・キャンパス(学園祭)」など。

GPAの成績評価基準

出席率	評価点数	評価グレード	合否
66.7%以上	100~90点	S(4.0)	合格
	89~80点	A(3.0)	
	79~70点	B(2.0)	
	69~60点	C(1.0)	
	59~0点	F(0.0)	不合格

(注) 規定の出席率を満たし、S~C評価の場合は単位認定され(合格)、F評価は単位認定されない(不合格)。

GPAの計算方法(例)

(例) 7科目履修として

○○概論 (2単位)	95点 (S)	4.0 (GP)
××演習 (4単位)	80点 (A)	3.0 (GP)
△△研究 (2単位)	75点 (B)	2.0 (GP)
□□学 (2単位)	93点 (S)	4.0 (GP)
●●制作 (4単位)	76点 (B)	2.0 (GP)
■●企画 (3単位)	63点 (C)	1.0 (GP)
●●演習 (1単位)	57点 (F)	0.0 (GP)

合計 18単位

$$\frac{4.0 \times (2+2) \text{ 単位} + 3.0 \times (4) \text{ 単位} + 2.0 \times (2+4) \text{ 単位} + 1.0 \times (3) \text{ 単位}}{18 \text{ 単位}}$$

$$\underline{\text{GPA}} = 43 \text{ 単位} / 18 \text{ 単位} \div \underline{2.39}$$